

## 中小事業者賃上げ応援資金制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、厳しい経営環境が続く中であっても、一定水準以上の賃金引上げを行う県内中小事業者等に必要な資金を融資することにより、持続的な賃上げに繋げることを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

### (融資対象者及び融資条件等)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

融資対象者	賃上げに取り組む事業者で以下のいずれかに該当するもの ア 令和5年4月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受けた者 イ 県の賃上げ支援補助金※に係る計画認定を受けた者 ※（賃上げ補助金の例）「賃金アップ環境整備応援補助金」「物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」「持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」等 ウ 令和5年10月以降の3%以上の賃上げ実績を証明した者（賃上げ実績の算定方法は別記様式、別紙1及び2を参照すること。）																													
資金の用途	運転資金及び設備資金																													
融資限度額	3,000万円																													
融資期間	運転資金 7年以内（据置1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置1年以内を含む。）																													
融資利率	年1.25パーセント（変動金利）																													
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																													
保証料率	下表のとおりとする。 <div style="text-align: right;">（単位：％）</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.48</td> <td>0.43</td> <td>0.38</td> <td>0.33</td> <td>0.27</td> <td>0.22</td> <td>0.18</td> <td>0.13</td> <td>0.11</td> </tr> </tbody> </table> ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.15%とする。										料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																					
保証料率	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11																					
担保	保証協会の定めるところによる。																													
保証人	保証協会の定めるところによる。																													
償還方法	割賦均等償還																													

### (融資の申込み)

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、中小事業者賃上げ応援資金申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、必要に応じて意見を付して、申込書を保証協会に送付するものとする。

### (融資の内定と実行)

第5条 保証協会は、申込書等を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

### (資金措置)

第6条 この資金を運用するため、基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額

- (2) 補助対象期間 年度更新とし、前条の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。）を限度とする。

（融資の実行報告）

第7条 基本要綱第8条に定める報告先は、県とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日の貸付けから適用する。